

陳情第30号	平成25年11月27日受理				
付託委員会	福祉常任委員会				
件名	生活保護受給者の無償労務新設市条例に関する件				
陳情要旨					
<p>生活保護受給（住宅費・生活費・医療費受給者が対象または住宅費・生活費受給が対象）</p> <p>市の公園または市道の雑草抜き取り、落ち葉回収その他の空き缶、ペットボトル等のごみ回収</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: none;">生活支援課が受給者の個人情報把握</td> <td rowspan="3" style="border: none; vertical-align: middle;">} 連帯する</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">土木管理課が市道管理者</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公園緑地課が公園管理者</td> </tr> </table> <p>地域住民の代表・自治会長または防災担当長が市当局に連絡し、上記受給者がボランティア精神により無償で清掃活動に貢献する。（特に恒久的受給者の健康者、第三者が見ても健康者が対象）</p> <p>無償労務管理者はシルバー人材センター等に委託。</p> <p>受給対象者が無償労務不参加の場合、罰則は生活費を減額する。</p> <p>住宅費も減額する。NPO法人エス・エス・エスへ入居の共同生活とする。または市営住宅へ入居させる。保証人は市長とする。</p> <p>NPO法人エス・エス・エス入居の受給者不参加の場合または民間入居者らの1日無償労務3時間以内とする。</p> <p>これは強制労務に当該せず。</p> <p>積雪の市道確保等も含む。受給者が協力を求める。</p> <p>その他細則については市職員にゆだねる。</p> <p>清掃用具は市当局が負担及び管理する。</p> <p>よって、上記条例の制定を要望する。</p>		生活支援課が受給者の個人情報把握	} 連帯する	土木管理課が市道管理者	公園緑地課が公園管理者
生活支援課が受給者の個人情報把握	} 連帯する				
土木管理課が市道管理者					
公園緑地課が公園管理者					